



復興事業特集号 No.1

目次

復興に向け、前進	1P
被災者支援制度について	2P
宅地防災対策支援制度拡充について	3P
行政機能集約化・市内の復旧状況	4P

長い間住みなれた土地で  
安心した生活を  
いつまでも送れるように

復興に向け、前進

●新たに予算措置した復興交付金事業

市議会9月定例会で補正予算が成立し、復興に向けた事業が拡充されました。今回新たに国から配分された東日本大震災復興交付金（以下、「復興交付金」）を活用した事業や、復興関連事業や復旧事業の進捗状況など、復興に向けた取り組みについてお知らせします。

住まいの再建

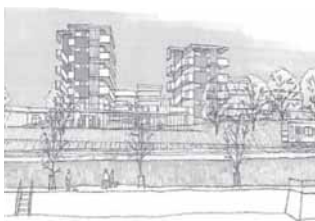
伊保石・錦町地区災害公営住宅整備事業  
25億4千万円

伊保石二号線・西塩釜駅東口道路事業  
4千万円

震災により住宅を失い、自力での再建が困難な被災者が居住する災害公営住宅を整備し、あわせて接続道路の整備を行います。現在、実施設計を進めており、平成25年度中の完成を目指しています。



伊保石地区災害公営住宅 (イメージ)



錦町地区災害公営住宅 (イメージ)

地区名	住宅形式	構造・階数	計画戸数	住戸形式
伊保石	戸建て	木造 1～2階建	39戸程度	2DK、3DK
錦町	集合	鉄筋コンクリート造 3～5階建	40戸程度	1DK、2DK 3LDK

問 復興推進課住宅基盤復興係  
☎364-1111 (内線342)

桂島・寒風沢地区防災集団移転促進事業については10月号4ページに掲載しています。

基幹産業の復興

水産加工業施設整備等支援事業  
(追加) 25億円

※事業者負担分を含む

新浜地区、中の島・港町・北浜地区において、水産加工場や冷凍・冷蔵庫などの施設を整備する事業者に補助金を交付し、事業の復興を支援します。

水産業共同利用施設復興整備事業  
(追加) 4千万円

塩釜漁港の災害復旧事業と荷さばき所の整備に合わせ、観光や環境に配慮した関連施設の整備のための調査を行います。

問 水産振興課 ☎364-2222



東日本大震災復興交付金とは…？

東日本大震災特別区域法に基づき、被災した地域の復興を目的に国が財政的に支援する仕組みとして創設されました。事業計画が認められると、事業費のおおむね全額を国が負担します。これまで3回にわたり、約117億円の事業費が塩竈市に配分されました。事業費は基金により運用され、事業を行うときに予算措置します。

今後も必要な事業を計画し、国に事業費の交付申請を行っていきます。

復興交付金事業計画採択状況

	採択事業費 (千円)
第1回目	7,159,948
第2回目	1,878,186
第3回目	2,617,620
計	11,655,754

復興交付金事業計画の詳細は、市ホームページをご覧ください。問 復興推進課 ☎364-1111 (内線333)

# 被災者に対する自己負担金の免除期間を延長します

東日本大震災により被災した被保険者のうち一定の要件を満たす方については、国民健康保険、後期高齢者医療の一部負担金（医療機関での窓口払い）及び介護保険サービスの利用料を9月30日まで免除しておりましたが、免除期間を平成25年3月31日まで延長します。

10月1日以降ご利用の際は有効期限内の免除証明書の提示が必要となり（対象の方には新たな免除証明書を送付しております）、証明書の提示がない場合免除の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費及び介護保険施設等の食費・居住費等の自己負担の免除は、平成24年2月29日までで終了しております。

種別	現在の対象期間	延長後の対象期間
国民健康保険一部負担金	平成24年9月（原発避難者は平成25年2月）末診療分まで	平成25年3月末診療分まで
後期高齢者医療一部負担金		
介護保険利用料	平成24年9月（原発避難者は平成25年2月）利用分まで	平成25年3月利用分まで

※保険税、保険料の減免は9月分で終了しています。

問	国民健康保険	保険年金課給付年金係	☎364-1111（内線224・242）
	後期高齢者医療	保険年金課医療係	☎364-1111（内線223・275）
	介護保険	長寿社会課介護保険係	☎364-1204（内線718・722）



## 東日本大震災災害義援金の配分について（第3次・第4次）

義援金受付団体分（第4次）と宮城県受付分（第3次）の配分基準が決定されました。現在、市では支給に向けた準備を進め、年内に支給の予定です。詳細は決まりしだい広報・ホームページなどであらためてお知らせいたします。

（単位：万円）

支給対象		義援金受付団体分	宮城県	合計
		第4次	第3次	
人的被害	死亡・行方不明者	5	—	5
	住家被害			
	全壊	7	—	7
	大規模半壊	5	—	5
	半壊	3	—	3
津波浸水区域における住家被害（住家被害に加算）	全壊	7	3	10
	大規模半壊	4	3	7
	半壊	2	2	4

※これまでの義援金・見舞金・生活再建支援金をまだ申請されていない方は忘れずに申請してください。

問 生活福祉課 ☎364-1131

## 東日本大震災モニュメント建立について、事業者提案を一般公開します

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の記憶を後世に伝えるため、また、復興への願いなどを込めて、モニュメントを建立します。

デザイン等はプロポーザル（企画提案）方式で公募し、提案者によるプレゼンテーションを一般公開で実施し、事業者を選定します。

**設置内容** モニュメント 1基  
**設置場所** 千賀の浦緑地内  
**発注方法** デザインから施工までプロポーザル方式により一括して公募し発注  
**スケジュール**  
 プロポーザル募集メット 平成24年10月25日  
 プレゼンテーション（一般公開） 平成24年10月31日  
 完成予定 平成25年2月下旬

### プレゼンテーション出席のお申込みは…

- 申込条件** 市内にお住まい又は市内に勤務している18歳以上の方
  - 申込方法等** 10月26日（金）まで下記担当へ電話で
- ※時間と場所は、申込み者に直接ご連絡します。  
 ※出席希望者が多数の場合は会場の都合により収容可能な人数で締め切らせていただくことがあります。

問 総務課 ☎364-1111（内255）

# 宅地防災対策の支援制度を拡充！

宅地のかさ上げ（擁壁含）、高基礎、曳き家・揚げ家、擁壁などの復旧工事を助成します！完了した工事も対象となります。

## 支援内容

### 1. 防災対策工事 受付期間 平成24年2月1日(水)～平成30年3月31日(土)まで

#### ◆対象者

東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者。

#### ◆対象宅地

個人が所有する居住に供する宅地が対象です。営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象となりません。

#### ◆対象工事・助成内容

##### (1) かさ上げ工事

盛土工事をしたとき、対象経費の2分の1（上限20万円）を助成します。

##### (2) かさ上げに伴う擁壁工事【拡充】

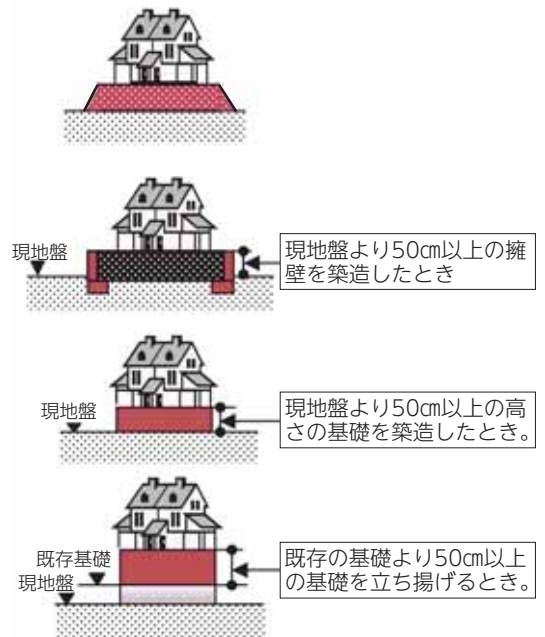
かさ上げに伴い、地盤面から50cm以上の高さの擁壁を築造したとき、対象経費の2分の1（上限100万円）を助成します。

##### (3) 高基礎工事【拡充】

住宅の新築、増改築に伴い、地盤面より50cm以上の高さの基礎を築造したとき、対象経費の2分の1（上限100万円）を助成します。

##### (4) 曳き家又は揚げ家工事【拡充】

既存の基礎より、50cm以上の基礎を立ち上げる曳き家又は揚げ家工事をしたとき、対象経費の2分の1（上限300万円）を助成します。



### 2. 被災宅地復旧工事（擁壁など）【新設】 期間 平成24年10月1日(月)～平成26年3月31日(月)まで

#### ◆対象者

東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など。

#### ◆対象宅地

個人の居住に供する宅地が対象です。営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象となりません。

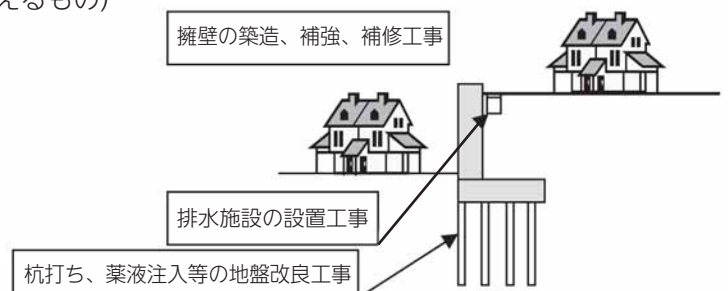
#### ◆対象工事・助成内容

次のいずれかの復旧工事を行った場合に、対象経費の2分の1（上限150万円）を助成します。

- (1) のり面保護工事（地盤面から高さが2mを超えるもの）
- (2) 擁壁の排水施設工事
- (3) 擁壁の地盤の補強及び整地工事
- (4) 擁壁の設置又は補強・補修工事（現地盤からの高さが50cm以上のもの）及び既設擁壁の除却工事
- (5) 地盤調査及び設計調査 など

#### ◆対象とならない復旧工事

- (1) 応急復旧工事（例 土のう積みなど）
- (2) 塀、フェンス、植栽
- (3) 技術基準を満たさない擁壁の復旧工事 など



#### ■詳しくは、下記の相談窓口まで

塩竈市役所 東側分庁舎 1階（都市計画課・定住促進課） 平日の午前9時～午後4時 ☎364-1111（内391）



## 行政機能を集約化を目指しています

東日本大震災により、産業環境部・建設部の各課が入居していた「宮町分室」が被災したことによって行政機能が分散し、市民の皆さまに大変なご不便をおかけしておりました。

市では、市民の皆さまが利用しやすい庁舎のあり方を目指して集約化を検討しています。このたび、市街中心部にある「吉番館」内の金融機関（旧七十七銀行塩釜支店）移転後のスペースを活用し、行政機能を統合・集約化するための予算が認められ、集約化を目指して準備を進めています。

今後、施設を整備し平成25年4月の利用開始を目指します。

### ◇吉番館階層別レイアウト素案（旧七十七銀行塩釜支店部分）

<b>3階</b> ●教育長 ●教育委員会教育部 [教育総務課・学校教育課・生涯学習課]	<b>3～5階</b> ●市民交流センター
<b>2階</b> ●建設部 [都市計画課・定住促進課・土木課・下水道課]	<b>2階</b> ●産業環境部 [水産振興課・観光交流課・商工港湾課]
<b>1階</b> ●健康福祉部 [生活福祉課・子育て支援課・長寿社会課] ※市民休憩スペース・キッズコーナーなど	<b>1階</b>

問 財政課 ☎364-1111（内線263・296）

## 生活基盤の復旧が進んでいます

### 主なインフラの復旧状況（平成24年8月31日現在）

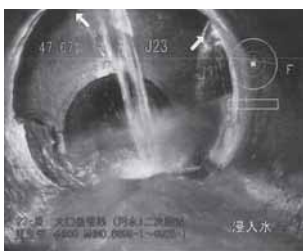
#### 道路（市道）

復旧対象路線数181路線のうち、57%の103路線について工事発注済みです。平成25年度内にすべての復旧を完了することを目標に整備します。

問 土木課 ☎364-1118

### 下水道施設（管渠施設）（平成24年9月13日現在）

復旧方法が確立している延長7.6kmのうち、97%の7.4kmについて工事発注済みです。現在被災調査中の10.3kmも含め平成25年度内にすべての復旧を完了することを目標に整備します。



▲下水管への浸入水



▲マンホールの復旧工事

問 下水道課 ☎364-2193

### がれき（災害廃棄物）の処理状況（平成24年8月31日現在）

本市の災害廃棄物の発生量は26.6万トンと推計しており、うち24.5万トンが一次仮置場へ搬入済みです。搬入された災害廃棄物の処理は宮城県へ業務委託を行っております。県では焼却やりサイクルを進め、平成25年7月までに処理を完了する予定です。



▲中倉埋立処分場（一次仮置場）

問 環境課 ☎365-3377

### 公共施設の復旧状況

#### 藤倉児童館

これまでと同じ場所で建て替え工事を行っています。9月に本体工事に着工、12月末に新児童館が完成する予定です。現在、児童館事務所は新浜町保育所内に移転し、集会所などで出前児童館を行っています。



▲基礎工事の様子

問 子育て支援課 ☎364-1131